

1	令和 8 年度 第 4 回厚真町農業委員会総会議事録	
	令和 8 年 7 月 31 日（金） 午前 10 時 00 分から	
2	令和 8 年度 第 4 回厚真町農業委員会総会を総合福祉センター第 2 会議室に招集する。	
3	出席委員 14 名（定員 14 名） 会長 14 番 高橋宥悦 職務代理 13 番 米澤慶一 委員 1 番 岡嶋修司 2 番 長谷川和司 3 番 藤本裕一 4 番 中島純一 5 番 安田久美子 6 番 小谷 和宏 7 番 尾谷 彰 8 番 佐々木建治 9 番 中島広幸 10 番 上田輝美 11 番 斉藤 仁 12 番 工藤英暢	
4	議事日程 開会 臨時議長紹介 委員自己紹介 町長あいさつ 事務局職員の紹介 議事日程の報告	
	第 1 第 2 第 3 選挙第 1 号 第 4 第 5 選挙第 2 号 第 6 議案第 1 号 第 7 議案第 2 号 第 8 議案第 3 号 第 9 議案第 4 号 第 10 議案第 5 号 第 11 議案第 6 号 第 12 第 13 第 14 報告第 1 号 第 15 報告第 2 号 第 16 議案第 7 号 第 17 議案第 8 号 第 18 議案第 9 号	仮議席の指定 議事録署名委員の指名 厚真町農業委員会会長の選出 会期の決定 農業委員会会長職務代理者の選出 厚真町農業委員会議席の決定 一般社団法人北海道農業会議会員の指名 厚真町農業委員会専門部会委員の選任 厚真町農業委員会地域開発等対策特別委員会委員の選任 厚真町委員会地区担当班編成 換地委員会委員の選任 諸般の報告 農業者年金業務報告 各諸証明の発行 農地移動適正化あっせん 賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認 農地法第 3 条の規定による許可申請 農用地利用集積等促進計画案
5	議事に参与した者（事務局職員） 大垣事務局長、石間主査、奥井主事	

事務局（大垣局長）	本日の出席委員は 14 名全員であります。定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。 本総会は、任期満了による選任後、初めての総会であります。会長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条、議会の規定を準用しまして、出席委員の中で、年長の委員が臨時に議長の職務を行うこととします。 したがって、中島純一委員が年長の委員でありますので、その職務をお願いいたします。 中島純一委員、議長席に着席願います。
臨時議長 （中島純一委員）	ただいま紹介いただきました、中島でございます。 会長選挙が終わるまでの間、議長の職務を行いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。 すでに顔見知りの方もいますが、慣例により委員の自己紹介をお願いいたします。 各委員の農業経営形態をご紹介いただければと思いますのでよろしくお願い申し上げます。 それでは、議席 2 番の安田委員から、起立の上、簡潔に自己紹介をお願いいたします。
中島純一委員 以下 14 名	【中島純一委員以下 14 名の自己紹介】
臨時議長 （中島純一委員）	以上で委員の自己紹介を終わります。 ここで初総会の開会に先立ち、町長よりご挨拶をお願いいたします。
宮坂町長	【宮坂町長より挨拶】
臨時議長 （中島純一委員）	ここで、町長につきましては公務のため退席させていただきます。 ありがとうございました。
臨時議長 （中島純一委員）	続きまして、事務局職員の紹介を局長よりお願いします。
事務局（大垣局長）	【事務局職員の紹介】
6	議 事
臨時議長 （中島純一委員）	これより、令和 8 年度第 4 回総会を開会いたします。 ただちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。 日程第 1 仮議席の指定を行います。 仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。
臨時議長 （中島純一委員）	日程第 2 議事録署名議員の指名を行います。 厚真町農業委員会会議規則第 12 条第 1 項に規定する議事録署名委員ですが、臨時議長から指名させていただくことに、ご異議はございませんか。
	【（異議なし）の声あり】
臨時議長 （中島純一委員）	それでは、安田委員、藤本委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の大垣事務局長、石間主査、奥井主事を指名いたします。
臨時議長 （中島純一委員）	日程第 3 選挙第 1 号 厚真町農業委員会会長の選出を行います。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局（大垣局長）	議案書 1 ページになります。 選挙第 1 号 厚真町農業委員会会長の選出について。 農業委員会等に関する法律第 5 条第 2 項の規定では、会長は委員が互選した者をもって充てることになっています。 慣例として、投票により互選していることを申し添えます。 説明は、以上でございます。説明は、以上です。

臨時議長 (中島純一委員)	ただいま、事務局より説明がありました。会長の選出は委員の投票による選挙といたしたいと思います。これについて、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」と声あり】
臨時議長 (中島純一委員)	異議なしと認めます。 したがって、会長の選出は委員の投票による選挙で行うことに決定いたしました。ただいまの出席委員は 14 人であります。 次に、開票立会人 2 人を指名いたします。安田委員、藤本委員を指名いたします。 次に、投票用紙を配布いたします。事務局は、投票用紙を配布してください。
	【事務局により投票用紙を配布】
臨時議長 (中島純一委員)	皆さん、投票用紙の配布もれはありませんか。
	【「ありません」と声あり】
臨時議長 (中島純一委員)	配布もれなしと認めます。 続いて、投票箱を点検いたします。
	【投票箱を全委員に確認してもらう】
臨時議長 (中島純一委員)	異常なしと認めます。 投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、事務局の点呼に応じて順次投票願います。 点呼を命じます。
事務局（大垣局長）	それでは、私の方から名前を呼びますので順次投票を願います。
事務局（大垣局長）	【2 番議席から順に点呼を行う。臨時議長は最後に投票する】
臨時議長 (中島純一委員)	投票もれはございませんか。
	【「なし」と声あり】
臨時議長 (中島純一委員)	投票もれなしと認めます。投票を終了いたします。 それでは、開票を行います。安田委員、藤本委員の立会をお願いいたします。
	【開票】
臨時議長 (中島純一委員)	それでは、選挙の投票結果を報告いたします。 投票総数 14 票、これは出席委員数に符合しております。 その内訳ですが、有効投票 14 票、無効投票 0 票、白票 0 票 有効投票の内、高橋委員 13 票、米澤委員 1 票 以上のおりでございます。 したがって、高橋委員が会長に当選されました。 会長に当選されました高橋委員が議長におられますので、当選の告知をいたします。 ただいま、会長に当選されました高橋委員。自席で、就任のご挨拶をお願いいたします。
高橋委員	【会長就任の挨拶】
臨時議長 (中島純一委員)	ありがとうございました。 これをもちまして、臨時議長の職務はすべて終了いたしました。 これからは、高橋会長を中心に、これから 3 年間皆さんとともに頑張らせて頂きたいと思います。
	【臨時議長は自席へ戻り、高橋会長は議長席へ移動】
議長	それでは、議事に戻ります。 日程第 4 会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。本総会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思います。

	これについて、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」と声あり】
議長	異議なしと認めます。 したがって、本総会の会期は、本日 1 日限りとすることに、決定いたしました。
議長	日程第 5 選挙第 2 号 厚真町農業委員会会長職務代理者の選出を行います。事務局より説明をお願いいたします。
事務局（大垣局長）	議案書 2 ページになります。 選挙第 2 号 厚真町農業委員会会長職務代理者の選出について。 農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項の規定では、会長が欠けたとき又は事故があるときは委員が互選した者がその職務を代理することになっております。 また、厚真町農業委員会会議規則第 4 条の規定は、会長の職務を代理する者をあらかじめ互選しておくことができるとなっております。 慣例として、投票により互選していることを申し添えます。 説明は、以上でございます。
議長	ただいま、事務局から会長職務代理者の選出方法について説明を申し上げました。 お諮りいたします。会長職務代理者の選出は委員の投票による選挙といたしたいと思います。 これについて、ご異議ありませんか。
	【「異議なし」の声あり】
議長	異議なしと認めます。 したがって、会長職務代理者の選出は投票による選挙で行うことに決定いたしました。ただいまの出席委員は 14 人であります。 次に、開票立会人 2 人を指名いたします。上田委員、長谷川委員を指名いたします。 次に、投票用紙を配布いたします。事務局は、投票用紙を配布してください。
	【事務局により投票用紙を配布】
議長	投票用紙の配布もれはありませんか。
	【「なし」と声あり】
議長	配布もれなしと認めます。 続いて、投票箱を点検いたします。
	【投票箱を全委員に確認してもらう】
議長	異常なしと認めます。 投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、事務局の点呼に応じて順次投票願います。
議長	点呼を命じます。
事務局（大垣局長）	それでは私の方から名前を呼びますので順次投票を願います。
事務局（大垣局長）	【1 番議席から順に点呼を行い、議長は最後に投票】
議長	投票もれはございませんか。
	【「なし」と声あり】
議長	投票もれなしと認めます。投票を終了いたします。 それでは、開票を行います。 上田委員、長谷川委員、立会いをお願いいたします。
	【開票】

議長	それでは、選挙の投票結果を報告いたします。 投票総数 14 票、これは出席委員数に符号いたしております。 その内、有効投票 14 票、無効投票 0 票、白票 0 票 有効投票の内、米澤委員 12 票、工藤委員 2 票 以上のとおりであります。 したがって、米澤委員が会長の職務代理者に当選されました。 会長職務代理者に当選されました米澤委員が議場におられますので、当選の告知をいたします。 ただいま、会長職務代理者に当選されました米澤橋委員、自席で就任の挨拶をお願いいたします。												
職務代理者 (米澤委員)	【就任の挨拶】												
議長	日程第 6 議案第 1 号 厚真町農業委員会議席の決定を行います。 事務局より、説明をお願いいたします。												
事務局（大垣局長）	厚真町農業委員会会議規則第 5 条の規定は、委員の議席は、初総会において「くじ」で定めることとなっております。 なお、慣例として会長は 14 番、会長の職務代理者は 13 番、親睦会長は 12 番となっております。 説明は、以上でございます。												
議長	お諮りいたします。 事務局から説明がありましたとおり、会長は議席 14 番、会長職務代理者は 13 番、親睦会長は 12 番議席とすること。なお、親睦会長については、総会後に開催される、親睦会総会にて選任される予定となっておりますが、次期親睦会長の候補として工藤委員の名前があがっていると伺っておりますので、工藤委員 12 番議席に着座をお願いします。 会長、会長職務代理者、親睦会長を除く各委員の議席は「くじ」により決定することに、ご異議ございませんか。												
	【「ありません」と声あり】												
議長	異議なしと認めます。 ただいまから議席の決定の「くじ」を行います。 事務局、「くじ」の説明をお願いします。												
事務局（大垣局長）	事務局のほうで、議席番号が書かれた「くじ」を持って回ります。皆さん引いていただきまして、「くじ」の順番は、仮議席順番とさせていただきます。 以上でございます。												
	【 議席決定のくじ引き 】												
議長	議席の決定の「くじ」が終わりましたので、議席の番号と委員の名を事務局に報告させます。												
事務局（大垣局長）	議案書 3 ページになります。 議案第 1 号 厚真町農業委員会議席の決定について。 厚真町農業委員会会議規則第 5 条の規定により、次のとおり議席を決定いたします。 <table border="0"> <tr> <td>議席番号 1 番</td><td>岡嶋委員</td></tr> <tr> <td>議席番号 2 番</td><td>長谷川委員</td></tr> <tr> <td>議席番号 3 番</td><td>藤本委員</td></tr> <tr> <td>議席番号 4 番</td><td>中島純一委員</td></tr> <tr> <td>議席番号 5 番</td><td>安田委員</td></tr> <tr> <td>議席番号 6 番</td><td>小谷委員</td></tr> </table>	議席番号 1 番	岡嶋委員	議席番号 2 番	長谷川委員	議席番号 3 番	藤本委員	議席番号 4 番	中島純一委員	議席番号 5 番	安田委員	議席番号 6 番	小谷委員
議席番号 1 番	岡嶋委員												
議席番号 2 番	長谷川委員												
議席番号 3 番	藤本委員												
議席番号 4 番	中島純一委員												
議席番号 5 番	安田委員												
議席番号 6 番	小谷委員												

	議席番号 7 番 尾谷委員 議席番号 8 番 佐々木委員 議席番号 9 番 中島広幸委員 議席番号 10 番 上田委員 議席番号 11 番 斉藤委員 議席番号 12 番 工藤委員 議席番号 13 番 米澤委員 議席番号 14 番 高橋委員 以上でございます。
議長	ただいまの報告のとおり、議席を決定いたしました。 ここで暫時休憩をいたします。 休憩の間に議席の移動をお願いいたします。
	【 10 時 46 分 暫時休憩 】
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 日程第 7 議案第 2 号「一般社団法人北海道農業会議 会員の指名」を行います。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局(大垣局長)	議案 4 ページになります。 議案第 2 号 一般社団法人北海道農業会議 会員の指名について。 一般社団法人北海道農業会議の普通会員につきましては、定款第 6 条第 4 項第 1 項におきまして、市町村の農業委員会の会長又は農業委員会が 1 名に限って指名した委員と規定されております。 説明は以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。 指名の方法についてですが、慣例により、北海道農業会議会員には会長である私を指名することと致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	【「異議なし」の声あり】
議長	異議なしと認めます。 よって、一般社団法人北海道農業会議会員につきましては、会長である私を選出することに決定いたしました。
議長	異議なしと認めます。 よって、一般社団法人北海道農業会議会員の指名については、会長の小谷委員を指名することに決定いたしました。
議長	日程第 8 議案第 3 号 厚真町農業委員会専門部会委員の選任を行います。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局（大垣局長）	議案書 5 ページになります。 議案第 3 号 厚真町農業委員会専門部会委員の選任について。 厚真町農業委員会専門部会設置規則第 4 条の規定により、部会委員の選任を行うものです。 規則によりまして、部会員は会長が総会に諮って指名するということになっています。 また、専門部会は農地部会・農政部会各 6 名となっております。 選考方法につきましては、特に定めはありませんが、これまでは各委員の希望を考慮しまして、選考委員をもって選任をしております。 説明は以上です。
議長	お諮りいたします。 専門部会委員の選任は、選考委員により選考したいと思います。 これについて、ご異議ございませんか。

	【「異議なし」と声あり】
議長	異議なしと認めます。 したがって、専門部会委員の選任は、選考委員により選考することに決定いたしました。お諮りいたします。 選考委員は6人とし、議長において選考委員を指名することに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」と声あり】
議長	異議なしと認めます。6人とし議長において指名することに決定いたしました。それでは、選考委員の指名を行います。 会長である私、米澤職務代理、工藤委員、長谷川委員、藤本委員、小谷委員の6人を指名いたします。 ここで暫時休憩をいたします。 休憩中に選考委員会を開催し、専門部会委員の選考を行っていただきたいと思います。
	【 暫時休憩（午前10時57分）】
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時5分） 選考委員を代表して、米澤職務代理から選考の結果を報告願います。
職務代理者 （米澤委員）	それでは、各専門部会委員の名前を読み上げます。 農地部会、工藤委員、斉藤委員、佐々木委員、中島純一委員、長谷川委員、藤本委員の6名です。 続きまして農政部会、上田委員、岡嶋委員、尾谷委員、小谷委員、中島広幸委員、安田委員の6名です。 以上です。
議長	専門部会委員については、ただいまの報告のとおりご指名いたしたいと思えます。 これについて、ご異議ありませんか。
	【「異議なし」と声あり】
議長	異議なしと認めます。 したがって、ただいまの報告のとおりそれぞれの専門部会の委員に指名いたします。 ここで暫時休憩します。（午前11時7分） 休憩中に、各専門部会を開催し部会長及び副部会長の互選を行っていただきたいと思います。
	【暫時休憩】
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時15分） 休憩中に開催された専門部会において、部会長及び副部会長の互選がおこなわれました。その結果を事務局より報告させます。
事務局（大垣局長）	農地部会につきましては、部会長に斉藤委員、副部会長に藤本委員 農政部会につきましては、部会長に岡嶋委員、副部会長に中島広幸委員が選任されましたのでご報告いたします。
議長	事務局の報告をもって、互選の結果報告といたします。
議長	日程第9 議案第4号 「地域開発等対策特別委員会委員の選任」を行います。事務局より、説明をお願いいたします。
事務局（大垣局長）	議案書6ページになります。 議案第4号 地域開発等対策特別委員会委員の選任について。 地域開発等対策特別委員会設置規則第3条の規定により、特別委員会の委員の選任を行います。 なお、特別委員会の委員長及び副委員長は、会長の指名となります。

	説明は、以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。 休憩中に地域開発等対策特別委員会を開催します。 本委員会の委員長選任前のため、暫定委員長は会長の私が務めることでよろしいでしょうか。
	【「ありません」と声あり】
議長	ここで暫時休憩いたします。(午前 11 時 17 分)
	(特別委員会を開催)
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。(午前 11 時 20 分) 休憩中に開催された地域開発等対策特別委員会において、委員の選任、委員長及び副委員長の指名が行われました。 その結果を事務局から報告させます。
事務局 (大垣局長)	(結果を報告)
議長	事務局の報告をもって、結果報告といたします。 互選された各部会長等から自席で一言ずつ、ご挨拶をお願いいたします。 まず、農地部会長。
農地部会長 (斉藤委員)	【挨拶】
議長	ありがとうございました。 続いて、農政部会長。
農政部会長 (岡嶋委員)	【挨拶】
議長	ありがとうございます。 続きまして、地域開発等対策特別委員会部会長。
特別委員長 (小谷委員)	【挨拶】
議長	ありがとうございました。
議長	日程第 10 議案第 5 号 厚真町農業委員会地区担当班編成を議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。
事務局 (大垣局長)	この地区担当班の編成につきましては、農業委員会地区担当制内規第 2 条の規定では、委員は班の編成をし、担当地区を定めることになっております。 説明は、以上でございます。
議長	お諮りいたします。 どのような方法で班の編成、担当地区を決定したらよろしいでしょうか。
岡嶋委員	事務局で何か案はありませんか。
議長	お諮りいたします。 事務局に案がありますので、その案により協議することにしたいと思います。 これについて、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」と声あり】
議長	異議なしと認めます。 それでは、事務局案を各委員に配布願います。
	【事務局案を配布】
事務局 (大垣局長)	それでは、議案書のほうは 7 ページになります。 議案第 5 号になります。 まず、農業委員会地区担当一覧表(案)をご覧ください。網掛け部分は、農業委員不在の地区でございます。

	割り当ては、…（一覧表読み上げ）の通りとします。 また、厚真町農業委員会地区担当班編成（案）でございますが、ただ今、説明いたしました地区担当を基に、班編成を行っております。 説明は、以上でございます。
議長	この案に対して、質疑を取ります。 何か、ありませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	質疑なしと認めます。 したがって、ただいま協議されたとおりの地区担当班編成といたします。班長の選任については、農業委員会地区担当内規第3条により会長の指名となっておりますが、今回は各班から互選によって班長を決めてください。 まずは、1班は班長をどなたにされますか。
1班	尾谷委員を指名します。
議長	続いて、2班は班長をどなたにされますか
2班	中島純一委員を指名します。
議長	続いて、3班は班長をどなたにされますか
3班	佐々木委員を指名します。
議長	続いて、4班は班長をどなたにされますか
4班	工藤委員を指名します。
議長	それでは、1班班長が（尾谷）委員、2班班長が（中島純一）委員、3班班長が（佐々木）委員、4班長が（工藤）委員を選任いたします。 よろしくお願いいたします。
議長	日程第11 議案第6号 換地委員会委員の選任を議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。
事務局（大垣局長）	議案書8ページになります。 議案第6号 換地委員会委員の選任について。 農業委員会委員の改選に伴い、道営ほ場整備事業に係る換地委員会委員の選任を行うものです。 現在、町内で実施されております、道営ほ場整備事業における換地計画等の計画立案を公正かつ適正に行うため、事業区ごとに換地委員会が設置されております。 この度の任期満了による改選に伴い、新たに換地委員会委員の選任をするものでございます。 説明は、以上でございます。
議長	お諮りいたします。 換地委員会の委員の選任については、議長において指名することとしたいと思います。 これに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」と声あり】
議長	異議なしと認めます。 したがって、換地委員会委員の選任については議長において指名することに決定いたしました。

議長	換地委員を指名いたします。 東和地区換地委員会の委員に米澤委員、中島純一委員 幌内沢地区換地委員会の委員は私 上鹿沼第1地区並びに第2地区換地委員会の委員に長谷川委員 道宮龍神第1地区換地委員会に中島広幸委員を選任いたします。 よろしくお願いいたします。
	ここで暫時休憩いたします。(午前11時35分) 再開は、午後1時といたします。
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。(午後1時00分) 日程第12 諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布のとおりでありますので、報告済みとします。
議長	日程第13 農業者年金業務報告を行います。 事務局から、説明をお願いします。
事務局(奥井主事)	本日配布の、農業者年金処理台帳をご覧ください。 7月分の処理状況でございますが、 受付番号57～59番 農業者年金住所変更訂正届出 受付番号60番 経営管理の合理化を図る認定農業者となることを約した結果届出 受付番号61～62番 旧制度及び新制度の農業者老齢年金裁定請求書です。 以上の通り処理しています。
議長	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、質疑はありませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	質疑なしと認めます。 したがって、農業者年金業務報告は、報告のとおりといたします。
議長	日程第14 報告第1号 各諸証明の発行についてを議題とします。 事務局から、説明をお願いします。
事務局(奥井主事)	議案書1ページをお開きください。 報告第1号 各諸証明の発行について 厚真町農業委員会処務規程第4条第1項の規定により下記のとおり発行したので、報告する。 令和8年7月31日提出 厚真町農業委員会会長 証明番号8番及び9番 現況証明をそれぞれ記載の通り発行しております。 申請人につきましては、右に記載のとおりです。 以上で報告を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 これより、報告第1号に対する質疑を許します。 何かございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	質疑なしと認めます。 したがって、報告第1号は、報告のとおりといたします。
議長	日程第15 報告第2号 農地移動適正化あっせんについてを議題といたします。 事務局から、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	報告第2号 農用地あっせんについて 次のとおり農用地あっせんを実施したので報告する 令和8年7月31日 厚真町農業委員会会長

	1 番 申出人 ○○ ■■ 申出日 令和 8 年 4 月 6 日 売買 あっせんを受けたい理由、所有地の処分 あっせん委員指名年月日 工藤委員長、長谷川委員、岡嶋委員を令和 8 年 4 月 30 日の総会で指名しております。 あっせんを実施した農地、価格ですが、 所在 ○○番○以下 2 筆記載のとおりです。 地目 畑 地積 2 筆合計 21,530 m² 対価○○円 相手方 ○○ ■■ あっせん月日令和 8 年 7 月 16 日 1 回で成立しています。
議長	事務局の説明が終わりました。 ここで、農地移動適正化あっせん 1 番について補足説明を求めます。 1 番について工藤委員、お願いいたします。
工藤委員	近くには■■さんの農地がありますし、今後売買を進めていく農地も■■さんの周囲にありまして、以前の近くにあった■■さんの件もそうだったんですが、■■さんがそのあたりをまとめたということで、■■さんの方から買いたいということで、進んだ案件でございます。 以前から値段の方○○円を超えているわけですが、隣接地もこの値段ということもありまして、このまま○○円ということになりました。 ■■さんには以前から言っていますが、お互いこの価格で合意しましたので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 これより、報告第 2 号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。
小谷委員	工藤委員から価格について言及がありましたが、周りの畑の値段を吊り上げる恐れだとか、■■さん一方による可能性が高い案件になりますので、あっせん段階で、今のあっせんには文句はありませんが、偏った売買にならないようにあっせんを行って欲しいと思います。
議長	ほかになにかありませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	これで質疑を終わります。 したがって、報告第 2 号 農地移動適正化あっせんについては、報告のとおりといたします。
議長	日程第 16 議案第 7 号 「賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認」について を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局（奥井主事）	議案書 3 ページでございます。 議案第 7 号 賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認について。 農地法第 18 条第 6 項の規定により、通知のあった合意解約について、同法第 18 条第 1 項の許可を受けることを要しないものであるかどうか、審議を求める。 令和 8 年 7 月 31 日提出、厚真町農業委員会会長。 農地法第 18 条第 1 項の許可でございますが、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約などの通知を行う場合は、都道府県知事の許可が必要となります。但し、知事の許可を必要としない要件に該当する場合は、この限りではないとなっております。その要件として、合意による解約が農地の引き渡し前の 6 カ月以内に成立した合意によって行われる場合は、知事の許可を必要としないとなっております。

	本文に戻ります。 1 番 賃借人 ○○ ■■■ 賃貸人 ○○市 ■■■ 所在、○○番以下 2 筆記載のとおりでございます。 面積 2 筆合計 39,070 m²。 合意解約成立年月日、令和 8 年 6 月 18 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 6 月 18 日でございます。 2 番 賃借人 ○○ ■■■ 賃貸人 ○○市 ■■■ 所在、○○番以下 3 筆記載のとおりでございます。 面積 3 筆合計 20,897 m²。 合意解約成立年月日、令和 8 年 6 月 18 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 6 月 18 日でございます。 3 番 賃借人 ○○ ■■■ 賃貸人 ○○ ■■■ 所在、○○番○ 記載のとおりでございます。 面積 7,388 m²。 合意解約成立年月日、令和 8 年 6 月 18 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 6 月 18 日でございます。 本件については、書面による合意解約であることが明らかであり、かつ、合意成立日から 6 ヶ月以内に農地の引渡しが行われることが確認できたため、農地法第 18 条第 1 項ただし書に該当し、同項の許可を要しないものと認められます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 これより、議案第 7 号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 7 号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第 7 号「賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認」については、原案のとおり可決されました。
議長	日程第 17 議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」を議題といたします。事務局より、説明をお願いいたします。
事務局（奥井主事）	議案書 4 ページです。 議案第 8 号 農地法第 3 条の規程による許可申請について。 次のとおり農地法第 3 条の許可申請があったので可否について審議を求める。 令和 8 年 7 月 31 日提出、厚真町農業委員会会長。 1 番 所在 ○○番○以下記載のとおりで現況地目、畑。地積 1,134 m² 譲渡人 ○○ ■■■ 譲受人 ○○ ■■■ 契約内容 売買でございます。 説明資料 1 ページをお開きください。 1 ページに位置図、2 ページに地番図、3 ページに写真図でございます

	4 ページに農地法 3 条調査書でございます。 各要件には記載のとおり、いずれも該当いたしません。 以上のことから、許可相当と判断しております。 2 番 所在 ○○番○以下 32 筆で現況地目についても記載のとおりです。 地積 32 筆合計 207,860 m² 貸主 ○○ ■■■ 借主 ○○ ■■■ 契約内容 使用貸借でございます。 説明資料 5 ページをお開きください。 5 ページに位置図、6 ページから 9 ページに地番図、10 ページから 13 ページに写真図でございます 14 ページに農地法 3 条調査書でございます。 法人化による使用貸借の組み直しで、各要件には記載のとおり、いずれも該当いたしません。 以上のことから、許可相当と判断しております。 3 番 所在 ○○番 3 以下 16 筆で現況地目についても記載のとおりです。 地積 16 筆合計 122,458 m² 貸主 ○○ ■■■ 借主 ○○ ■■■ 契約内容 使用貸借でございます。 説明資料 15 ページをお開きください。 15 ページに位置図、16 ページから 17 ページに地番図、18 ページから 19 ページに写真図でございます 20 ページに農地法 3 条調査書でございます。 法人化による自己所有地の使用貸借であり、各要件には記載のとおり、いずれも該当いたしません。 以上のことから、許可相当と判断しております。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 8 号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。 なお、質疑がある場合は、事務局又は地区担当委員から回答をお願いします。
	【「ありません」と声あり】
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 8 号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、原案のとおり可決されました。
議長	日程第 18 議案第 9 号 「農用地利用集積等促進計画案の決定」を議題いたします。 最初に、所有権移転関係貸付タイプについて、事務局より説明をお願いします。
事務局（奥井主事）	議案書 5 ページをお開き下さい。 議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画案について。 厚真町からの事務委任をうけ、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定により作成した、下記の農用地利用集積等促進計画の案について審議を求める。

また、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて決定を求める。
令和 8 年 7 月 31 日提出、厚真町農業委員会会長。

議案書 6 ページでございます。

初めに貸付けタイプの案件でございますが、今回初総会のため、改めて農地の売買について簡単に説明いたします。

農地の売買の方法には 2 つあり、農地法第 3 条による相対で行う売買、農地中間管理機構いわゆる農地バンクを通した売買がございます。

農地法第 3 条による相対で行う売買については、買い手が農地法の要件さえ満たせば購入できるという点がありますが、こちらで売買した場合は、譲渡所得の控除が適用されません。

農地中間管理機構を通した売買については、譲渡所得の控除が 800 万円から事業によっては 1500 万円まで控除されるものもございます。

ただし、農地バンクを利用する場合は、買い手に一定の要件である、認定農業者であること、地域計画に位置付けられていること等の要件が求められます。

また、農業振興地域内農用地でなければなりません。

以上の異なる点がありますので、よろしくお願いいたします。

それでは本文に戻ります。

1 番 受け手 北海道農業公社 出し手 ○○ ■■

設定する土地 ○○番○以下 4 筆記載のとおりでございます。

地積 4 筆合計 57,677 m²でございます。

所有権移転時期 令和 8 年 8 月 7 日 対価○○円 反当田○○円

対価に対する手数料及び消費税は記載の通りで、最終的な支払い額は○○でございます。

対価の支払い期限は令和 8 年 8 月 31 日までで、予定支払い日は 9 月 14 日でございます。

こちらは買入協議を行っているため、○○円の譲渡所得の控除の対象になります。

なお、買入協議とは、市町村がこの農地は、地域の農業のために農地バンクがいったん買い取って、担い手にまとめた方が良くと判断した場合に、他人に売られる前に農地バンクに優先交渉権を与えるのが、この買入協議本来の目的であります。

続いて 2 番 受け手 北海道農業公社 出し手 ○○市 ■■

設定する土地 ○○番以下 13 筆記載のとおりでございます。

地積 13 筆合計 173,264 m²でございます。

所有権移転時期 令和 8 年 8 月 7 日 対価○○円 反当田○○円及び○○円、畑○○円でございます。

対価に対する手数料及び消費税は記載の通りで、最終的な支払い額は○○円でございます。

こちらでも買入協議を行っており、○○円の税金の控除があります。

続いて 3 番 受け手 北海道農業公社 出し手 ○○市 ■■

設定する土地 ○○番○以下 2 筆記載のとおりでございます。

地積 2 筆合計 25,230 m²でございます。

	所有権移転時期 令和8年8月7日 対価〇〇円 反当田で〇〇円とでございます。 対価に対する手数料及び消費税は記載の通りで、最終的な支払い額は〇〇円でございます。 こちらは、買入協議をしていない貸付けによる売買でございます。 こちらは〇〇円までの譲渡所得の控除になります。 説明は以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。 貸付タイプに係る案件につきまして、地区担当委員の意見を求めます。 初めに1番を米澤職務代理お願いいたします。
米澤職務代理	■■さんですが、■■さんの奥様でございます。 先月あっせんが不成立になりまして、相手が■■さん。■■さんの甥っ子の経営者でございます。 ■■さんの方から貸付けタイプ利用の希望があり、お互いに単価〇〇円で合意しましたので、よろしくをお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 続いて2番、3番を長谷川委員お願いします
長谷川委員	2番については、貸付けタイプの買入協議ということで進みまして、■■さんが購入することになっていまして、お互いにこの価格で合意しました。 3番の■■さんの方につきましては、〇〇円控除のままの貸付けタイプになりまして、■■さんが買い手になりますので、よろしくをお願いいたします。
議長	ありがとうございます。それでは、議案第9号 所有権移転関係（貸付タイプ）に対する質疑を許します。何かございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第9号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第9号 所有権移転関係貸付タイプについては、原案のとおり可決されました。
議長	続いて所有権移転関係即売りタイプを、事務局より説明をお願いします。
事務局（奥井主事）	議案書7ページでございます。 1番 受け手 〇〇 出し手 〇〇市 ■■ 設定する土地 〇〇番記載のとおりでございます。 地積 40,848 m²でございます。 所有権移転時期 令和8年8月21日 対価〇〇円 反当田〇〇円 対価に対する手数料及び消費税は記載の通りで、最終的な支払い額は受け手は〇〇。出し手は〇〇円でございます。 対価の支払い期限ですが、受け手が令和8年10月5日まで中間管理機構は10月20日まででございます。 2番 受け手 〇〇 ■■ 出し手 〇〇 ■■ 設定する土地 〇〇番〇以下2筆記載のとおりでございます。 地積 2筆合計 21,530 m²でございます。 所有権移転時期 令和8年8月21日 対価〇〇円 反当畑〇〇円 対価に対する手数料及び消費税は記載の通りで、最終的な支払い額は受け手は〇〇円。出し手は〇〇円でございます。

	対価の支払い期限ですが、受け手が令和 8 年 10 月 5 日まで中間管理機構は 10 月 20 日まででございます。 なお、こちらの 2 件につきましては、即売りタイプという先程、説明した、一度公社へ売買するのではなく、従来通りの買い手へすぐ所有権が移転されるものになります。 説明は以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。 即売りタイプに係る案件につきましては、1 番は前回総会のあっせん報告で承認をいただいております。また、2 番も先ほど報告第 2 号で承認をいただいておりますので、地区担当委員の意見は省略します。 それでは、議案第 9 号 所有権移転関係即売りタイプに対する質疑を許します。何かございませんか。
小谷委員	新人の委員さんもいますので、1 番の案件について説明をした方がよろしいかと思います。
米澤委員	説明申し上げます。 ■■さん達は〇〇の■■さんの姉妹でございます。■■さんは■■さんの農地を賃貸していましたが、この度■■さんの方から土地を売りたいと申出があり、■■さんが買受けを希望しましたので、あっせんを行いました。 事務局から説明もありましたが、売買価格は〇〇円を超えていますが、共有名義のため〇〇円控除の対象になりますので、よろしくお願いいたします
議長	ほかになにかありませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	これで質疑を終わります。 それでは、議案第 9 号所有権移転関係について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第 9 号 所有権移転関係即売りタイプについては、原案のとおり可決されました。
議長	続いて、賃貸借関係を議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局（奥井主事）	議案書 8 ページ 受け手側 1 番 〇〇 ■■■ 出し手側 1 番 〇〇 ■■■ 設定する土地 〇〇番〇以下 20 筆記載のとおりでございます。 地積 20 筆合計 155,778 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 8. 21～R13. 3. 31 まででございます。 借賃 〇〇円で単価は記載のとおりでございます。 受け手側 2 番 〇〇 ■■■ 出し手側 1 番 〇〇 ■■■ 設定する土地 〇〇番〇以下 7 筆記載のとおりでございます。 地積 7 筆合計 106,796 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 8. 21～R13. 3. 31 まででございます。 借賃 〇〇円で単価は記載のとおりでございます。 受け手側 3 番 〇〇 ■■■ 出し手側 2 番 〇〇市 ■■■ 設定する土地 〇〇番以下 3 筆記載のとおりでございます。 地積 3 筆合計 20,897 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 8. 21～R13. 3. 31 まででございます。

	借賃 ○○円で単価は記載のとおりでございます。 続いて出し手側 3 番 ○○市 ■■■ 設定する土地 ○○番以下 2 筆記載のとおりでございます。 地積 2 筆合計 39,070 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 8. 21～R13. 3. 31 まででございます。 借賃 ○○円で単価は記載のとおりでございます。 続いて出し手側 4 番 ○○ ■■■ 設定する土地 ○○番以下 13 筆記載のとおりでございます。 地積 13 筆合計 81,806 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 8. 21～R13. 3. 31 まででございます。 借賃 ○○円で単価は記載のとおりでございます。
議長	事務局の説明が終わりました。 新規設定がありますので、地区担当委員の意見を求めます。賃貸借関係 1 番 2 番を工藤委員お願いいたします。
工藤委員	この件ですが、■■■さんが亡くなり、現在は 2 名のかたで、ご存知の■■■さんと、○○の■■■さんで、現在は○○にも農地を借りており、農事組合は○○ですが、住所は■■■でございます。 集まった時の土地の賃貸の話をして、この結果となりました。 ただ、この件については色々あり、■■■さんの家族の方で色々な話もありましたが、解決して時期的には遅くなってしまいましたが、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 続いて 3 番を斉藤委員お願いします
斉藤委員	2 番 3 番の案件については、■■■さんが■■■に法人化したことによる、契約の組みなおしで、実質的には継続案件でございます。 4 番の■■■さんとの賃貸は完全な新規案件でございます。 ■■■さんが昨年春先に体調崩されて、誰かに耕作して頂きたいということで、○○農地利用組合を通して調整したところ、■■■に決まりましたので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 それでは、議案第 9 号 賃貸借関係に対する質疑を許します。何かございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 9 号について起立により採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画案賃貸借関係については、原案のとおり可決されました。
議長 (高橋会長)	以上、本総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、令和 8 年度 第 4 回厚真町農業委員会総会を閉会いたします。 (午後 1 時 51 分 閉会)

※以上の顛末を証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長（高橋宥悦）

署名委員（安田久美子）

署名委員（藤本裕一）
